

愛媛県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

(最終改正 平成29年3月28日)

(利子補給)

第1条 県は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより本資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第2条 本資金の利子補給率は、「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第3の2に基づき通知された「農業近代化資金等の金利改定について（事務連絡）」の「農業経営負担軽減支援資金」の項の率によるものとする。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における本資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第6条 県は、県の利子補給に係る本資金について、各号のいずれかに該当する場合には融資機関に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入れを目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(帳簿書類の備付け)

第7条 融資機関は、利子補給に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。